

令和元年度 第1回神奈川県たばこ対策推進検討会 会議結果

次の審議会等を下記のとおり開催した。

審議会等 名称	令和元年度第1回神奈川県たばこ対策推進検討会		
開催日時	令和元年7月16日（火曜日）15時00分から17時10分まで		
開催場所	波止場会館 4階 大会議室		
出席者 (役職名)	(◎：座長、○副座長) 望月 友美子（公益社団法人日本対がん協会 参事・国立研究開発法人国立がん研究センターがん対策情報センターたばこ政策支援部 客員研究員） 曾根 智史（国立保健医療科学院 次長） ◎玉巻 弘光（東海大学 名誉教授） 山本 佳世子（電気通信大学大学院情報理工学研究科 教授） ○笹生 正人（公益社団法人神奈川県医師会 理事） 稲垣 良一（一般社団法人神奈川県商工会議所連合会 専務理事） 飯島 文男（神奈川県中小企業団体中央会 副会長） 須藤 典久（神奈川県都市衛生行政協議会：逗子市福祉部長） 亀井 正人（神奈川県町村保健衛生連絡協議会：寒川町健康・スポーツ課長） 室山 孝子（横浜市保健事業課健康づくり担当課長） 山崎 弘子（神奈川県食生活改善推進団体連絡協議会 会長） 高井 佳代子（健康づくり普及推進団体健康ふじさわ 監査役）		
次回開催予 定日	未定		
問合せ先	健康医療局保健医療部健康増進課たばこ対策グループ 間ヶ部 電話番号 045-210-5025 ファックス番号 045-210-8857		
下欄に掲載 するもの	議事録全文	議事概要とした理由	—

【内容】

1 開会

(事務局)

定刻となりましたので、ただいまから「令和元年度第1回神奈川県たばこ対策推進検討会」を始めさせていただきます。

私は、健康医療局保健医療部健康増進課副課長の津島と申します。

今回は、検討会の委員改選後初めての開催となりますので、座長選出までの間、私の方で進行を務めさせていただきます。

開催に先立ちまして、健康医療局技監兼保健医療部長の前田よりご挨拶を申し上げます。

(技監兼保健医療部長)

ただいまご紹介されました神奈川県健康医療局技監兼保健医療部長の前田でございます。

本日は、ご多忙のところ、ご出席くださりまして、ありがとうございます。

今年度第6期の委員任期をお願いし、本日は、最初の検討会となるわけでございます

が、前期から引き続き委員をお務めいただく方、また、この度、新たに委員にご就任いただいた方、共々、よろしくお願いいたします。

さて、たばこに関する最近の動向といたしましては、国におきましては、この7月1日から改正健康増進法が一部施行され、学校、病院、行政機関等が敷地内禁煙とされたところでございます。そして、来年4月からの健康増進法改正の全面施行を受けまして、受動喫煙防止対策をとりまく状況が、今年度大きく動いているところでございます。

また、来年には東京オリンピック・パラリンピック競技大会が、また、本年はラグビーワールドカップが日本で開催され、この神奈川県でも競技が行われるというところでございまして、このビッグイベントを機に、県内外から多くの来訪者の方々が本県を訪れることが予想されます。県民の皆様、事業者の皆様のみならず、来訪者の皆様の視点でも、受動喫煙防止対策の周知や対応について、準備を進めていく必要がございます。

神奈川県では、皆様ご存知のとおり平成22年から「神奈川県公共的施設における受動喫煙防止条例」を施行し、受動喫煙防止対策を進めてきているわけですが、このような大きな動きを受けまして、県といたしましても、必要な条例の見直し改正やたばこ対策を着実に進めることによりまして、未病の改善による健康寿命の延伸を目指していきたいと考えてございます。

当検討会におかれましては、たばこ対策全般につきまして、お持ちの専門的な知識ですとか、把握されている現場の状況や意見などをご披露いただきながら、様々な角度から、本県のたばこ対策にご助言をお願いできればと考えております。

限られた時間ではございますが、どうぞ、よろしくお願いいたします。

(事務局)

引き続き、本日出席の職員を紹介させていただきます。

※ 加藤健康増進課長、平野たばこ対策グループリーダー紹介

(事務局)

次に、傍聴者について、ご報告させていただきます。

本検討会は、「附属機関の設置及び会議公開等運営に関する要綱」に基づき傍聴を認めており、詳細については、お手元の「傍聴要領」で定めております。

本日は、一般傍聴者6名、報道関係者3名の傍聴の希望をいただいております。

なお、本日の検討会については、報道関係3社から冒頭撮影・録音の申し出がございました。

「傍聴要領」により、撮影・録音については原則として禁止ですが、事前に座長の許可を得た場合はその限りでないとしています。

今回は、まだ座長が選出されておられませんので、後ほど、選出された座長にご判断いただければと存じます。

また、本検討会の議事の内容につきましては、議事録を作成し、発言者のお名前とともに神奈川県のホームページで公開いたしますので、よろしくお願いいたします。

続きまして、お手元にお配りしている資料のご確認をお願いいたします。

次第と、検討会の委員名簿、傍聴要領のほか、資料が、資料1から資料4まで、参考資料が参考資料1から参考資料5まで配布させていただきます。そのほかパンフレットなどについて卓上に置かせていただいております。こちらは確認を省略させていただきます。

過不足ありましたら申し出をお願いいたします。よろしいでしょうか。ありがとうございます。

2 各委員あいさつ

(事務局)

続きまして、次第の2でございますが、本日は、委員改選後、最初の検討会になります。本日初めての委員もいらっしゃると思いますので、各委員の皆様から一言ごあいさつをいただきければと存じます。

それでは、玉巻委員から順にお願いいたします。

(玉巻委員)

初めまして、東海大学名誉教授の玉巻でございます。どうぞよろしくをお願いいたします。私は、会期的には、第1期から係っております。更にその前の条例を策定するときの検討会から委員として係らせていただいております。その頃から本条例に関わっているのは、私だけになるのかと思いますが、検討会に関しましては、山本委員や望月委員にも最初から関与していただいております。そのようなことでどうぞよろしくをお願いいたします。

(曾根委員)

厚生労働省の国立保健医療科学院で次長をしております曾根と申します。私は、医療公衆衛生の学識者ということで参加しております。オリンピック、パラリンピックが決まったのが、ついこの間のことのようにでしたが、ついに来年となりました。この場で建設的な議論ができればよいと思います。どうぞよろしくをお願いいたします。

(笹生委員)

神奈川県医師会から参りました笹生と申します。県医師会で公衆衛生の担当をしております。この委員会は、三会期引き続いての参加になりますので、どうぞよろしくをお願いいたします。

(飯島委員)

どうもお世話になります。神奈川県中小企業団体中央会副会長の飯島でございます。引続きよろしくをお願いいたします。

(室山委員)

横浜市健康福祉局保健事業課の室山と申します。受動喫煙を担当させていただいております。今回から初めての参加をさせていただきます。どうぞよろしくをお願いいたします。

(山崎委員)

神奈川県食生活改善推進団体連絡協議会の山崎と申します。今回で2期目の参加となります。どうぞよろしくをお願いいたします。

(高井委員)

藤沢から参りました高井と申します。私が所属しているところは、藤沢市健康増進課からの委託として健康に対する活動です。以前は、一酸化炭素濃度の測定などのイベントをしていたのですが、今は、地区のウォーキングマップ5地区を選出して参加者を募って歩いたり、会話したり、体操したり、そういう活動をしています。よろしくお願ひします。

(亀井委員)

皆さんこんにちは。私は、神奈川県町村保健衛生連絡協議会を代表して本年度から参加させていただいております寒川町健康・スポーツ課長の亀井と申します。どうぞよろしくをお願いいたします。

(須藤委員)

神奈川県都市衛生協議会から代表として出席させていただいております逗子市福祉部長の須藤でございます。今回初めての参加でございます。どうぞよろしくをお願いいたします。

(稲垣委員)

神奈川県商工会議所連合会の稲垣でございます。商工会議所ですので、産業として観光ということに非常に関心を持っておりまして、インバウンドの方々が3,120万人ということで非常に増えておりますけれども、やはり、海外の方々が来やすいようなたばこ環境を整備していただきたいと思って参加しています。どうぞよろしく願いいたします。

(山本委員)

電気通信大学の山本です。条例が策定されてから、この検討会には関わらせていただいております。やはり、大学というところを通して喫煙に関する変化が、非常によくわかるようになっております。どういうことかといいますと、例えば喫煙するところに学生が今ほとんどいないのです。いるのはシニアの教員とか職員で、褒められたことではないのですが、大学教員になる時に喫煙者は採用しないという大学が出てきました。そういったことで、非常に雰囲気が変わってきたということは、体感しているところです。どうぞよろしく願いします。

(望月委員)

皆さんこんにちは。日本対がん協会の望月です。玉巻委員からご紹介いただいたように、この検討会は何期か目になるのですが、私は政策研究、特に予防医学の観点からたばこの問題に取り組んで、早数十年になります。政策というのは、生きものであるということを感じます。日本の中で、神奈川県はトップランナーとして条例を作られてから、他の自治体でも同様の条例ができ、それから角度を変えていろいろな取組みがある中、ようやく国が法律を作った訳です。そういった規制がどんどん命を守る方へ強まっていくと、今度は、県として、更にどんな風に進化させるかというところが問われています。委員の中でも、SDGsのバッジをつけているのは、飯島委員と私だけなのですが、まさにサステナブルに、いかに2020年、2030年を迎えるのかというのは、健康の問題だけでなく、本当に、たくさんのセクターの方達と官民を超えて連携していかなければ、地球の未来はないという。つまり私達子どもの未来はないという、それくらい多方面に展開しなければならない課題の象徴的なこととして、このたばこのこともあると思います。

一方、たばこ産業も同じようにどのように生き延びるかというところで、新しい戦争が始まっているので、健康に関わる者としては、「一人の子どももたばこでは死なせない」という覚悟を持って関わっていきたいと思っております。どうぞよろしく願いいたします。

(事務局)

皆様ありがとうございました。

3 座長の選出

(事務局)

続きまして、次第3としまして、座長の選出をお願いしたいと思います。お配りしました検討会の設置要綱をご覧ください。第4条第2項に従い、委員の皆様の互選により座長を選出することとなっております。どうぞよろしく願いいたします。

(山崎委員)

はい。只今の座長の互選について、発言させていただきます。引き続き玉巻委員にお願いしたいと思いますがいかがでしょうか。

(各委員)

—異議なしの声—

(事務局)

ありがとうございます。それでは、委員の皆様の互選により、玉巻委員に検討会の座長をお願いすることになりました。

玉巻委員、よろしく願いいたします。委員には、座長のお席にお移りいただきまして、一言お願いいただければと思います。

(玉巻座長)

一委員としていろいろ発言もしたいと思うのですが、ご推薦いただきましたので、責任を果たしてまいりたいと思います。どうぞよろしく願いいたします。

(事務局)

ありがとうございました。この先の進行は、玉巻座長にお願いしたいと思います。どうぞよろしく願いいたします。

(玉巻座長)

それでは、最初に私に何かあった時の代理として会をまとめていただきます、副座長につきまして、私が指名するということに要綱でなっていますので、引き続き今期も、笹生委員に神奈川県民の健康状況を一番良くご存知ということをお願いしたいのですがよろしいでしょうか。

(笹生委員)

—委員承諾—

(玉巻座長)

それでは、笹生委員に副座長をお願いいたします。

早速であります。先程健康増進課より報告がありました、報道関係から撮影、録音についての申し出がございました。このことにつきまして、前期と同様に扱っていきたいと思います。写真撮影については、冒頭会を始めるまでの若干の時間で撮影していただきたい。それから録音につきましては、議事録も公開されますので、会議を通して録音されても支障はないかと思えます。前回もこのような扱いをしておりましたので、本日におきまして、そのような扱いで進めたいと思えますが、よろしいでしょうか。

(各委員)

—異議なし—

(玉巻座長)

それではそのような扱いにしたいと思えます。それでは、撮影される方は撮影いただく時間にしたいと存じます。

—報道関係3社による冒頭撮り—

4 報告、議題等

(玉巻座長)

よろしいでしょうか。それでは、次第に基づきまして進めてまいりたいと思えます。

まず、最初に4報告、議題等の(1)の報告として、「神奈川県のとばこ対策について」また、引き続いて「国・都道府県の動向」ということで、事務局よりご報告いただきたいと思えます。最初に皆様をお願いしたいのですが、当然、ご質問やご意見がおありになると思えますが、ご質問については、各報告の後にご質問していただきたいと思えますが、意見については、当然時間が長くなりますし、やり取りが入りますので、それは、(2)の意見交換というところで十分に時間を確保したいと思っておりますので、(1)の報告のところは、報告内容の確認に係る質問というかたちで進めていきたいと思えます。それでは、報告の「神奈川県のとばこ対策について」からお願いいたします。

(事務局)

* 事務局から(1)報告「神奈川県のとばこ対策について」資料1を説明。

(玉巻座長)

ありがとうございました。ざっと説明していただいた感じなのですが、皆さんから詳細に説明して欲しいところ、補足して欲しいところ、何なりと事実の確認などのご質問などを伺えればと思います。はい、望月委員。

(望月委員)

詳細な説明をありがとうございました。神奈川県が非常に多角的に様々なメニューをやっていることはよくわかるのですが、すべての数字の分母がわからない、想定ターゲット数のうち何人にリーチしたとか。それがわからないと、結局、どこまでの広がりや深度をもって事業展開して、その結果として最後にある計画目標値である喫煙率の減少と受動喫煙の曝露割合の減少との関係性が少し見えない。中には毎年受講者数が増えている施策もありますし、ずっと1桁、2桁というところもあるので、あまりにも多くのことをやられていられる、その分母がわからないというのがもどかしいなと思います。それとわかる範囲で、想定されるプロジェクトのターゲットがどのくらいで、そのうち何人受講したということを知りたい。

3ページのところで、条例対象施設の戸別訪問で、考えられる可能な指導方法とは、具体的にどんなことでしょうか。質問としては以上です。

(座長)

今のことについて回答できる範囲でお願いします。

(望月委員)

施策の達成率というか、施策の効果測定の必要なポイントだと思いましたのでお聞きしました。

(健康増進課長)

貴重なご意見をありがとうございました。確かにいろいろな数字が並んでいますが、我々もなかなか伸び悩んでいるなという認識は同じでございまして、逆に後の議題にも関係するのでございますが、たばこ対策に取り組んでいらっしゃる皆様にアドバイスいただいて、喫煙防止、禁煙、卒煙こういったことに対する何か新しい考え方とか取り組みについてご意見を賜ればと考えております。

(望月委員)

次の意見交換のときに少し述べさせていただければと思います。伸び悩みというのは、想定の数があって、そこに伸びていかないということですが、あるいは、県として目いっぱいということでとりあえず毎年100人ずつやっていこうとか、それはそれでひとつの考え方だと思うのですね。やはりどのくらいの高さの山に登ろうとしているのか見えないと実施する側は、ずっと悩みながら進むのはモチベーション的にもよくないので、どこかでターゲット目標をお持ちになった方がよいかと思います。それともう一つの、戸別訪問で考えられる可能な指導方法という点をご説明いただけたらと思います。

(健康増進課長)

戸別訪問に関しましては、任意の指導という形をとっておりますので、施設ごとに規模とか形態も違いますので、そこで最大限取れる対応という意味で「考える可能な指導方法」という表現をとらせていただいております。

(望月委員)

訪問者に任せているということになるのでしょうか。

(加藤課長)

基本的には、条例に基づいた受動喫煙防止対策が適切に行われるような指導をしていくということで、訪問する指導員が統一的な考え方を持って対応しております。

(座長)

よろしいでしょうか。他にいかがでしょうか。

(曾根委員)

3ページの今のところですね、戸別訪問の下の(イ)の通報に対する対応はどのくらいあったのか、それと(ウ)の立ち入り調査というのは、(ア)の戸別訪問とは内容がどう異なるのか、そのあたりを詳しく教えてください。

(健康増進課長)

通報への対応でございますが、ちょっと集計数字がいま手元に無いのですが、お手紙とかお電話などかなりの数をいただいております。

(事務局)

通報に関しましては、県庁の健康増進課で受けた分については、48件ございます。メールや電話でありますけれども、それを受けて現地に行って確認した上で、条例に対する違反があれば指導、改善を行っております。

(健康増進課長)

もう一点、立ち入り調査について6件ございますがこれについてお答えします。こちらに関しましては、任意の戸別訪問とは別に、何度か指導を行わせていただいたのですが、ご対応いただけていない施設につきまして、条例の規定に基づきます立入調査ということで、管理権限のある方に立会いをお願いしたいといった文書をお送りして、立入調査を行ったということでございます。

(座長)

参考資料1として県の条例が皆さんの手元にあると思います。その3ページのところ、第16条に立入調査というのがあるのですが、それに基づく立入調査というのが、今課長から紹介のあった6件しかないけれども、条例に基づく立入調査です。今まで累計8万7千件近くやってきたのは、こういう条例に基づくものではなく、任意の戸別訪問で現状把握と協力を求めるために、県職員が歩いてくれた件数、ということでしょうか。

今期初めて委員をお引き受けくださいます方については、いろいろご質問があらうかと思いますが、いかがでしょうか。特にございませんようでしたら、次に進めたいと思います。それでは次の「国、都道府県等の動向について」お願いします。

(事務局)

* 事務局から(1)報告「国、都道府県等の動向について」資料2を説明。

(座長)

どうもありがとうございました。今のご案内につきましてご質問等ございましたら、どなたからでもご発言ください。いかがでしょうか。問題ありませんか

これにつきましては、後で、参考資料等を見ながら、県条例と国の法律との整合性とか、どこがどういうふうに違うのかという説明があらうかと思います。よろしいでしょうか。それでは、2つの報告事項については、以上ということにいたしたいと思えます。

(座長)

そうしましたら、次第の(2)の意見交換ということになりますが、これにつきましては、資料3以降と参考資料になりますが、まず、事務局からご報告お願いできますか。それに基づきまして、皆様からの活発なご意見をお願いしたいと思います。では事務局どうぞ。

(事務局)

* 事務局から(2)意見交換「受動喫煙防止対策について」・神奈川県公共的施設における受動喫煙防止条例の一部改正 資料3-1～資料3-5を説明。

* 事務局から(2)意見交換「受動喫煙対策について」・卒煙(禁煙)対策の充実について 資料4-1～4-5を説明。

(座長)

これで皆様にお配りしております、参考資料を除くすべての資料の説明を終えたわけですが、以上のことを踏まえてご質問・ご意見をいただきたいと思います。まず今の(2)に関する報告についてのご質問ということでご発言いただければと思います。いかがでしょうか。はい、稲垣委員。

(稲垣委員)

資料3-2を見ますと、原則が資料3-1にあったとおり、法が上回るところは、条例を削除するというので、そして、条例が上回るところは、条例をそのまま残すということですが、資料3-2を見ますと、条例が上回るところは、左側の網掛けの部分の4か所ですが、法が上回るところは、右側の網掛けのところで書いてあるわけですが、そうすると条例の作りとして現在何条あるものが、こういった原則に従って訂正をすると全体でどれくらいの条文数になるもののでしょうか。あまり条例の条数が少なくなってしまうと貧相なものになってしまうような気がしますので、結果として、どれくらいの箇条になるのか教えていただければと思います。

(健康増進課長)

確かに仰るとおりあまり少ないのもどうかと思いますが、今、県の法制執務を担当するところと調整をしているところがございますが、目的や定義のところや、県民や県などの責務の部分も残りますので、少し技術的な話になってしまうのですが、条文から削除する文が多そうに見えるのですが、意外と条文的には残る部分がございます、あまり小さい条文の条例になるようではありません。

(稲垣委員)

何条だてになるかは今の段階ではわからないということですか。

(事務局)

最初の第1条の目的や第2条の定義のところは、一部変更はございますが残る予定でございます。第3条から第6条までの責務のところは、一部内容は法に合わせて修正はございますがなくなるということにはございません。第7条はそのまま、第8条以降は、少し削除が入るところでございまして、それ以降、第16条から第19条までは、罰則が残っている以上は、中身の修正はありますけれども残ることになります。また、第20条と第21条は、変更がある可能性があります。それ以降の部分については、法に基づいて修正はございますがなくなるということにはございません。

(事務局)

今、調整中ではございますのはっきりとは申し上げられませんが、17条から18条だてになる予定で調整しているところでございます。

(稲垣委員)

ありがとうございました。

(座長)

よろしいでしょうか。法制担当のところともきちんと調整していると思うのですが、法律の第1種施設、第2種施設と条例の第1種、第2種、特例第2種施設があり、言葉は同じあるいは似ているが、中身が全然違うというところがあるのです。その辺りをきちんと整合させるように改めていかないとはいけませんし、表示に関しても県独自のものは、県独自の表示が必要だというのが、一般市民あるいは、対応する事業者にとってみれば、ともかく法律が定めた表示で対応していれば大丈夫というふうにしていかなければ、県条例がうまく動かないという事態が出てくるかもしれない、その辺りも含めて、先程、表示の一覧がありましたけれど、これを全部零細な事業者も自分で考えて対応するのも非常に困難なことが出てくるかもしれないので、法律の施行に関しては、基本的に県が対応するエリアはほとんどない、900万県民のうち政令市と保健所設置市

は、市が独自にやるという話になって、県の責任ではなくなる、そうすると、今日お越しいただいていますが、横浜市が、横浜市の事業者に対して、県条例も踏まえながら法律の運用を担当していただくというかたちになっていく、このような事もありますので、繊細に調整していくのは必然であろうと思います。他に何かございますか。

はい、望月委員。

(望月委員)

厚生労働省のサイトの「最新たばこ情報」から引用していらっしゃる未成年の喫煙率でございますが、直近の研究班のデータもでているので、研究班が厚労省に問合せをいただいて、付け加えていただくとトレンドがわかると思います。減少傾向は、同じなのですけれども、電子たばこか加熱式たばこについても訊いておまして、それが未成年の間でも実は広がっているということが見て取れます。是非、現状を把握されたいと思います。

(座長)

それでよろしいでしょうか。他に皆様よろしいでしょうか。はい、山本委員。

(山本委員)

非常に丁寧にご説明していただいてどうもありがとうございました。1点目は子どもに関することなのですが、子どもへの視点ということで守るということは、一つの方向性だと思うのですが、もう一つ、教育とか学習とかいう視点も大事にしていきたいと思うのです。自発的に吸わないということを通じて教育していくということも大事だと思うのです。なので、守るということは、非常に子どもということで未成年については大事だと思うのですけれども、そこで、たばこを吸わないということをしっかり子どもの心に刻んでいくということ小さい頃からやっているとそのまま進めていけるのではないかと思います。先程冒頭部分で、大学の中で最近、学生はあまりたばこを吸っていないなということをお話したと思うのですが、やはり、小学校位の時に禁煙教育をされているのです。そういうことが影響しているのだと思います。小さい頃から刷り込まれていると、大学生になって、二十歳過ぎてたばこを吸える立場になっても、吸う気にはならないらしいのです。明らかに自分の研究室にくる学生についても、5、6年前は、喫煙者は必ずいました。今はないです。そういう風に変わってきているということもあるのです。

2点目は、どこの都道府県に関しても、非常に観光の方が増えてきています。また、外国からの方も増えてきています。神奈川県でもそういうところがあると思うのです。

(来年は)東京オリンピック、今年はラグビーのワールドカップもありますので、そういった観光客の方、外国の方も含めて、どういうふうに対応をお考えなのか聞かせていただけたらと思います。

(健康増進課長)

子どもを守る視点というお話はありがとうございました。どちらかというと、受動喫煙防止ということで守るという言葉を使わせていただいていると思うのですが、そもそも、喫煙させない、しないという習慣づけというのは大事だと思いますので、いろいろと取組みを進めていきたいと思っています。これからはそこももっと力を入れていくべきだと考えています。それと外国からの方に対しては、禁煙のマークを残させていただく選択があります。法律の作りですと禁煙のマークの義務がないものですので、考え方としては、どこでも禁煙なので、吸える場所だけ表示すればいいのではないかと思います。法律の考え方なのですが、やはり禁煙マークがないと吸えると勘違いされることもありますので、禁煙のマークというのは、英語の表示も入れるのですけれども、ピクトグラムで分かりやすく世界共通のマークでございますので、外国の方に対しても、禁煙の表示をきちんと貼っていくというのは大事なことだと思います。

(座長)

よろしいでしょうか。

(山本委員)

一点目は、自発性を重んじていただきたいと思います。大人が子どもを守るという視点もあると思うのですが、自発的にたばこを吸わない選択ができるように育てていく、教育的な視点があります。二点目としては、ピクトグラムなどで表示をするだけでなく、例えばリーフレットなどを配るとか、そこまではお考えではないのでしょうか。

(事務局)

外国の方向けに関しては、お手元に配布の資料で「旅うらら」という街頭で配布しているフリーペーパーがあるのですが、お手元のものは日本語版なのですが、英語版も出しておりまして、主要の駅や空港で配っていただくように条例の案内頁をいれさせていただいております。お手元の資料では、1ページ目に条例の案内がございますが、今後は、このようなものを、法改正を含めて修正して、案内所等で配布していく予定です。

(山本委員)

多国語対応でどうことも、どこまできめ細かくやるのかきりがない面もあるのですけれども、外国の方のタバコの考えが、まだ(日本に比べて)そこまではないという事が、海外出張していると思う場面も多いので、是非お願いいたします。

(座長)

それでは他に、曾根委員どうぞ。

(曾根委員)

資料3-4について伺いたいのですが、過料額は、法が上回るということで、こちらで対応するというので、一部、二十歳未満の立入禁止と禁煙の表示については、条例の方が上回るのので条例で対応するというのでよろしいでしょうか。

(健康増進課長)

資料3-4に記載されていることについてのご質問ですが、二十歳未満の者の喫煙室への立入禁止については、法律は指導助言に留まっておりますが、過料の規定がございませんので、これは県の過料の規定を残しまして、条例の過料をとることになります。それから禁煙の表示に関しましては、そもそも法律に規定がございません。条例では、罰則を伴う義務となっておりますので、条例を残すということになります。

(曾根委員)

これまで、条例違反で過料を科したことはあるのでしょうか。

(健康増進課長)

今のところ、罰則適用の例はございません。

(曾根委員)

先程、立入調査を6件やったということですが、今後、なかなか応じないところには、県が過料を科していくのでしょうか。それとも、なかなかできない理由があるのでしょうか。

(健康増進課長)

過料処分ができないということではございません。規定に従って、命令から繋がって過料に行くことは可能でございますが、6件立入調査をさせていただきましたが、公文書を出して指導にいきますと、どの事務所様も応じていただけまして、過料処分には、至らなかったということでございます。

(曾根委員)

どういった手続きで過料になるのでしょうか。

(健康増進課長)

過料処分にいたる手続きに関しては、条例に規定がございまして、第16条以降の条で

規定しています。条例に基づく立入調査をし、違反があった場合、条例に基づく指導、勧告をし、それでも応じていただけない場合、必要があれば、施設管理者を公表し、それでも応じていただけない場合は、命令ということになります。改善についての命令をしても応じていただけない場合は、過料という手続きになります。

その間に聴聞など事業者の意見を聞いたりする手続きが入ってきますが、原則としては条文に記載のあるとおりとなっております。

(座長)

よろしいでしょうか。

(曾根委員)

今後、そういった手続きをきちんと事業者の方へ示していった方がいいかと思います。

(座長)

一般的な行政指導での訪問に行った時に、大概の事業者は応じてくれているということで、毎年数千件の訪問指導をしていて、これだけかと認識する人、そんなに行っているのかと認識する人もそれぞれいるかもしれませんが、訪問指導をする対象施設というのは、例えば、創業してから10年、引き続いているところはそうそうないのです。飲食店ですと1年で3分の1ぐらい入れ替わると言われています。毎年同じところに訪問しているわけではなく、廃業新規のところいきっちりいっている。そこで、概ね対応はしてもらっている。なかなか対応しなかったところについて、初めて6件、条例の規定に基づく立入調査をしたということで、それについては、既に応じてもらったということですから、指導、勧告、命令に至る前に条例の趣旨、目的は達成できている。そういうことで、県民及び県の事業者は、条例の執行に対して前向き、協力的であるという印象は、私個人としては持っています。それで、はずれていないと思うのですがいかがですか。

(健康増進課長)

玉巻委員の仰るとおり、この数を多いととるかどうかは、いろいろ見方があるとは思いますが、条例の趣旨を何度もご説明させていただきまして、ご理解いただいたうえで、やはり、条例の趣旨というのは、過料処分を取ることが目的ではなくて、受動喫煙防止の措置がきちんと守られる環境をつくっていくことが目的ですので、条例の規定に従っていただければそれで終了するというものでございます。

(座長)

他になにかご質問はございませんか。はい飯島委員どうぞ。

(飯島委員)

資料1の2ページの子ども達、未成年者の喫煙防止対策のところのウ(イ)高校生への喫煙防止教育の実施について、実施校数が28年度から書いてありますが、県内の高校は何校あるのですか。

(事務局)

今現在、県のホームページでは、県内の県立高校は142校となっております。

(飯島委員)

わかりました。それと3ページのエの保健福祉事務所及び市町村の人材育成のところ、平成30年度は、1回99人となっておりますが、山本委員が仰っていたように、子ども達にはどうしたらいいかということですが、保健体育の小学校の授業などでは、喫煙防止などの内容が入っているのですか。というのは、これだけの事業を限られた予算でやっていくのであれば、子ども達などのところへ重点的に投資した方がよいのではないのでしょうか。自分としては、折角皆さんこれだけやっているのに、逆にいうと法律も施行され、市でも法を執行するようになるのであるから、県としてはこれから何をやっていったらいいかといえば、子ども達に吸わせないようなことを重点的に教育していったら

よいと思うのです。例えば、高校生の喫煙防止教育については、平成30年度は、28校実施しているの、毎年これをどれくらい延ばしていくか具体にはわからないけれども、30、40など増やしてもらって、小学校でしたら、（前回の検討会で）高原委員が紹介していた、相模原市の学校の授業でやっていた喫煙防止教育などをコツコツやっていったり、小さい子どもから幼稚園などでもやっていくとか、知事も未病対策に一生懸命取り組んでおられるので、小さいところから攻めていってもよいのではないかなと思います。法律はもう先生方のおかげでできて、条例もできて、法律もあるのだから、法令的な問題はこれでよいので、それでは、神奈川県は、何をやるのかといえば、大切な子ども達に吸わないようにするための何かを考えて重点的に取り組んで教育していけば、10年後、大人になっても吸わないと思う。保健体育の授業などで、もう少し取り入れていくなどそういったところでよろしくお願いします。

（健康増進課長）

大変貴重な御意見ありがとうございました。黒岩知事は、未病改善ということに積極的に取り組んでいるわけですがけれども、今、委員からご指摘がありました未成年者の喫煙防止教育をしっかり重点的に取り組んでいくことも、まさに未病改善の中の重要な取組みと考えておりますので、知事も受動喫煙防止対策ももちろん大事であるけれども、未成年者の喫煙防止や、今たばこをやめたくてもやめられない人への卒煙支援。こういったものが未病改善の取組みそのものであるという認識であるということです。今後、未病改善との取組みと合わせて検討していきたいと思っています。

（飯島委員）

検討ではなくて、来年から我々は点検しますから、例えば50校になったとか。それから人材育成も99人から150人になったとか。座長、これからは我々の提案に対してどのようにしたか、具体的に検証していった方がいいと思うのです。それでないと、子ども達はどうかということです。今言ったように検討しますとかではなくてそうしていただきたいです。ここ2・3年で法律も変わったのだから、我々の委員会で、どこをやるか。来年どれくらいやったか、結果をまたここに載せて報告していただきたいと思います。子ども達が一番大事だから、小学校ではどういうことをやったか、中学校ではどういうことをやったか。来年は、検討ではなくてやるという前提で、是非よろしく願います。

（座長）

健康増進課長、今の飯島委員の意見についてどうですか。

（健康増進課長）

非常に激励をいただいたと考えておりますので、最大限に頑張っていきたいと思えます。

（座長）

これも私の感想なのですがけれども、今までたばこ対策も県でやってきたのですがけれども、これからは、政令市も保健所設置市も同じレベルでたばこ対策に取り組まないといけないということになりますから、その辺りのお話を伺えますでしょうか。高校の半数以上は横浜市にありますから突然で恐縮ですが、横浜市の室山委員いかがでしょうか。

（室山委員）

はい、改正健康増進法については、法対応がかなりのボリュームで横浜市にあって、かなり厳しい状況にあると思っています。それプラス県の条例を担っていくというのは、座長もお話があったように詳細な摺合せが必要になるかと思っています。

それと禁煙や喫煙者の卒煙指導などは、横浜市の事業としても当然行っております。質問なのですが、資料1の2ページの（2）ウ（イ）の高校は、県立高校なのですが、政令市内の高校も含まれていますか。

(事務局)

政令市内にある県立高校も含まれています。

(室山委員)

県と政令市といろいろ歩調を合わせて連携してやっていきたいと思っておりますので、二重にならないように効率よくやっていきたいことと、県がやってきたことも、市がいろいろ連携してやっていく必要があると思っておりますが、市がやる場合は、18区役所の健康づくり担当とやっていくかたちになるので、かなり計画的に進めていく必要があると考えています。新入生を対象にしたものなどいろいろきまりをつくってやっていく必要があるかと思っております。

(座長)

少しテクニカルな話になるのですが、先程の室山委員のお話を伺って、今まで条例を動かすのは、全て県がやっていたのですが、まだ、どういうかたちになるか、私は詳細に聞いていないのですが、政令市・保健所設置市域の県条例の施行に関しては、地方自治法に基づく、事務委託のかたちで、本来は県がやるべきことなのですが、市へ委託して、例えば、横浜市域においては、法律と条例を動かすのは、あえて横浜市にお願いするというかたちになることもあります。横浜市にとっては、突然、荷物が降ってくることになるけれども、恐らくそういったかたちになっていくのではないかと思います。

(健康増進課長)

地方自治法で事務処理特例条例というものがございまして。その条例に基づいて、知事の権限を市町村長に移譲することができるので、地方自治法上にはございまして。

現在、内々に政令市・保健所設置市とは、権限移譲に関する調整をしているところでございまして。受けていただけるのであれば、権限移譲していくということで、現在調整中でございまして。もし、まだ法律の対応で手一杯で、すぐ権限移譲は受けられないという御事情のところもお在りかと思っておりますので、そういった場合は、残った県条例の規定は、今までどおり県が直営で行うとか、もしくは、各保健福祉事務所でいうとか、そういった対応になるかと思っております。

(座長)

私が少し先走り過ぎた話をしてしまったのかもしれませんが、飯島委員や稲垣委員は直接係るかと思うのですが、要するに、現場の市民や事業者からすると、法の執行は、横浜市から来るけれども、条例の執行は県から来る。「同じ横浜市で一つの事業しかやっていないのに。」こういう状況になると一番困ると思うのです。そういった点では、県が荷物を降ろしたいということではないのですが、やはり法律を動かすところが条例と一緒に動かしてもらわないと、市民の側からのクレームが恐らく来るかと思うのです。そういう意味では、是非とも、まだ調整完了ではないようではございますけれども、そちらの方向で調整してもらわないと、いろいろ問題かなと個人的には思っております。

さて、他に皆さんいかがでしょうか。望月委員。

(望月委員)

先程の子どものことなのですが、少し山本委員とは視点が違うのです。子どもが、自らの意思で自己決定をしていくことはとても重要なことですし、子どもの未来は子どもがつくっていくべきとは思っておりますが、そうはいっても、子どもの判断力とか、子どもを取り囲む環境というのは、とても子ども個人、あるいは大人になっても個人では防衛しきれないということが一つあると思うのです。なので、感染症対策は、以前から社会防衛という視点が入ってきたように、たばこ問題もそういった視点が、今後、益々必要だと思っております。冒頭の挨拶であったように、我々も子どもを守って生きるために必死です。一方で、たばこを売る側もすごい勢いで、様々な施策を打ってきています。こ

の条例の成立の段階でも、様々な政策干渉があったことは、明らかになっているのですが、売る側の圧力をどうやって抑えていって、もちろん、営業の自由もあるということも、十分承知で申し上げているのですが、社会防衛的な視点も、必要なのではないかと、子どもが望む社会というのは、どういう社会なのかという点です。子どもこそ、社会デザインをしていく力を持っていると思うのです。なので、そういった観点で、教育で教え込むというのではなしに、「知恵」をつけさせるようなことも必要なのではないかと考えています。手前味噌なのですけれども、神奈川県の開成町で生まれた一つのプロジェクトが、今育っています。子どもが町長に提言するというかたちですが、まさに、県内の首長さんと一緒に子ども達が未来をつくっていくということもできるので、もちろん、学校単位での授業というものも必要ですが、子ども達が、構想したものを一つのキャンペーンとして、市民の方達に伝えていくということも、新しいプログラムの在り方として、十分ありだと思うのです。子どもの発信力というのは半端ないですし、本当に忖度なしに自分たちが必要だということを言えるような世の中をつくっていく必要があると思います。それと、もう一つは、たばこ産業がどれだけ勢いがあるかという一つの例として、資料1の3ページで、県としては、事業者向けの説明会とか、アドバイザーの派遣とか行っていますけれども、たばこ産業は、桁違いに多くの説明会とか、無料のコンサルテーションなどを行っています。その内容が、完全に一致してればいいのですが、そうとは限らないということ。それから、スモークフリーという言葉についていうと、神奈川県の中で、スモークフリーということの一つの旗頭として受動喫煙対策をやってきましたが、この言葉でさえ、たばこ産業に既に使われてしまっています。スモークフリーという言葉は、国際的には、完全禁煙を目指す言葉で、煙だけでなく、見えない成分も含めてのスモークフリーだったのですが、今、分煙もスモークフリーと言ってみたり、新しいたばこ製品を容認するような社会も、スモークフリー社会、あるいは、スモークフリー製品だと言ったり、あるいはスモークフリーインデックスという新しい試みもありますので、このスモークフリーという言葉を使うと、混乱が起きます。ですので、議論の上でいいのですけれども、一般の方が混同しないように、言葉がハイジャックされてしまっていることには気を付けていただいた方がいいと思います。たばこ産業が生き延びるために行う様々な中で、例えば、研究費を配る財団をつくったり、そこでもスモークフリーが使われていたりするので、スモークフリーという言葉が使われていると、「たばこ産業がやっているのかな」と思われてしまいます。それ程の勢いで、しかも、大きな資本力で、我々が到達し得ないようなところまで浸透しているということも片隅に置きながら、県として、本当に子ども達の命を守るという政策を実現できたらと思います。

もう一つは、健康増進法元々のところには、国民の責務ということが書いてあり、それはまだ残っています。県の検討会なので、どちらかという行政の責務といった観点から考えがちなのですが、国民の責務という観点からも、もう一度考えてみてもいいのかと思います。

それは、責任を押し付けあうというのではなく、一巡りすると、子どもにしても、大人にしても、社会の担い手だということ、もう一度自覚してつくっていく責任と力があるということ伝えていく。そうすると、たばこ問題だけでなく、健康増進法のそもそもの趣旨というものも伝わって行って、官だけではなく、民ともにつくり上げられると思います。改正健康増進法の議論の中で、そもそもの趣旨があまり伝わってないなと感じて、なくなってしまったのかと思ったのですけれども、国民の責務は残っていますよね。

(座長)

他にいかがでしょうか。検討事項は、これ以上はないのですが、受動喫煙防止条例に

関する議論というものも、検討会の中心にはあったのですけれども、検討会のタイトルにあるとおり、そもそもは、たばこ対策推進検討会ということですので、条例の枠組みを離れて、神奈川県におけるたばこ対策についてどうあるべきかということ、大所高所からご発言いただくということもお願いしたいと思います。今までなかなか条例に基づく議論ということで、包括的な議論というものがなされなかったのですけれども、今日はその辺りの時間がありますので、ご発言いただければと考えています。これは個人の主張で、望月委員に対する意見なのですけれども、健康増進法も県条例も、受動喫煙を防止するのが目的ということであって、それとは別の、もっと包括的な広いところで、たばこ対策というものがあって、その二つを混同しないかたちで議論するべきではないかというのが個人的には思う次第でございます。受動喫煙を生じないところへ、受動喫煙防止のための規制をかけるのは、それは異常である。しかしながら、たばこは健康に良くないから、たばこを抑えましょうというのは、本来の検討会の趣旨に沿っている。そういったところを峻別いただきながら、皆様にご発言いただければと思います。曾根委員どうぞ

(曾根委員)

今回条例とか健康増進法でも居室や家庭の中は除かれているということですのでよろしいでしょうか。県の取組みとしては、妊産婦さんとか小さいお子さんなどが受動喫煙を受けないよう働きかけて、家庭内での受動喫煙を減らしていくという取組みもあるかと思えます。

(座長)

その辺り健康増進課としてはいかがでしょうか。

(健康増進課長)

はい、やはり、妊産婦さんの喫煙防止対策、卒煙（禁煙）対策は、非常に重要なことと考えております。母子手帳を受け取った後の保健指導の際に、卒煙（禁煙）指導が入ると思うのですが、なかなかやめられない方もいるのですが、禁煙治療が妊婦さんは受けられない事情がありまして、ニコチンを直接接種してしまうことになるので禁煙パッチが貼れないということがあります。そこは、少し課題かと認識しております。これも市町村の取組みと連携しながら、どんな取組みがよいか探っていきたいと考えています。

(曾根委員)

15年くらい前に、妊産婦さん1万人以上について、全国調査したことがあります。詳しい数字は忘れましたが、妊娠がわかると喫煙者のうち6割くらいはやめるが、残りの4割は続けるのだけれども本数を減らします。ただ、別の調査で見たときには、授乳が終わるとまた始める人が出てくる。乳幼児健診であるとか、ポイントポイントで適切な指導、介入、関与をすることが大切かと思えます。

(笹生委員)

先程の曾根委員と同じなのですが、居室内の子どもの受動喫煙防止というのは、車を含めてやっていただきたいなと思うのと、昨年会議で川崎市から要望書などでしているのですけれども、オリンピック・パラリンピックが開催されるので、東京都と神奈川県であまり温度差がでる条例だといけないかと思うので、もう少し厳しくてもいいのかも思います。

(座長)

今、曾根委員、笹生委員のお話に関連して私も申し上げたいのは、妊婦対象でなくて、妊娠可能性のある人に禁煙指導をしていくということの方が、本来大切だと思うのですが、妊娠可能性のある人ということでピックアップしてやると、最近、フェミニズムの方からも反発をされることがあるので、気を遣う必要があるのですが、妊娠してからはなく、妊娠する前に禁煙するというのが効果的のような感じがします。どうでしょ

うか。はい、望月委員どうぞ。

(望月委員)

妊婦さんのことを言うと喫煙する妊婦のパートナーは、ほぼ間違いなく喫煙者なので、まさにダブルで子どもには、(受動喫煙の)リスクが襲ってくることになります。もう一つは、格差の問題で、今ここに出していただいた数値は、全部平均値なのです。年代によっても違うし、教育レベルや経済レベルでも、たばこほど格差を表現する指標はないと言われています。いろいろな意味でのハイリスクポピュレーションに、集中的に資本投下すべきであって、アッパークラスで経済的に余裕があって、自由にいろいろなことができるクラスは、そのままでもよいのかもしれませんが。それをきめ細かく見ていった中での、例えば何かの介入のポイントというのであれば、分母がぐっと狭まってきて、しかもリスクが高い集団に対してのインパクトというのがあると思うので、次の段階はその辺りのターゲットを絞り込んで、普通のサービスがなかなか届かない集団、それから保険治療すら受けられない集団というのがあると思うのです。そういったところにターゲットを当てた施策があってもいいと思います。先の子どもも弱い存在ですし、そういったリスクの高い集団の方達も非常に弱い存在だと思うので、そういった方達を救っていきける政策は、他の方達に対してもやさしい政策ですので、資源の配分の仕方も、濃淡をつけてもいいのではないかと思います。そういった意味では、そのままにしておいてもよい世代はもうそのままでもよいと思うのです。けれどもそのままにしておいてはいけない世代というのが、どういう集団なのかを、そういったところに影響力をもって活動しているNGOの方もいらっしゃるのでヒアリングしたりして、そこから重点施策を展開していったらどうかと思います。

あとそういった方達が触れている情報源というのは、一体どういったものなのか。例えば、固定電話を持っていなくても、スマホは持っているとか。あるいは、キャンペーンの仕方にしても、そういった方達の胸に響くようなメッセージが必要かと思いました。

(座長)

ありがとうございました。今の意見に、健康増進課長から何かありますでしょうか。

(健康増進課長)

望月委員から、非常に貴重なアドバイスをいただきましてありがとうございました。確かにターゲットを絞って、そこに資源を投入していくというのは、視点として重要だと思っておりますのでアドバイスを役立たせていただきたいと思います。

(望月委員)

前に夜間中学などで禁煙教育をやって欲しいということがあったと思います。喫煙率が高いと思うので。中学生ですけれども、年齢はいろいろですので、夜間中学の先生や保健室の先生は、本当に大変だと思います。そこでの禁煙教育は、本当にインパクトがあります。それまで生徒達が聞いたことがない内容なので、どんどん聞いてきます。そんなこと知らなかったよと怒りをぶつけてくる。そういったところに乗り込んでいく。先程、座長が仰ったような妊娠可能年齢の子もおりますので、提案になるかもしれません。

(座長)

教育の現場におりますと、今、望月委員が仰ったようなことを如実に感じるのです。山本委員のところは、喫煙する生徒が非常に減っていると仰っていたのですけれども、私がいたところは、全然変わらない。パーセンテージを取って細かく調査すれば、変わってくるのかもしれませんが。肌感覚としては喫煙する生徒が減った気はしません。

(望月委員)

非常に広い敷地の大学でも、正面玄関のこんなところに喫煙所をおくのかと感ずるところもあります。

(座長)

都心のある大学は金魚鉢のような喫煙室があるのですが、偏差値の高い学校なのですから、皆その霞がかかった中で喫煙しています。学生の喫煙率は何と相関関係があるのかよくわからないのですけれども、一般的には偏差値と喫煙率は逆相関であるといわれますが、必ずしもそうではない気がします。望月先生のフィールドで色々と調査されて対応策を考えるのかなという気もいたします。

(望月委員)

これはやはり環境だと思います。その大学では校舎内で吸えなくなったので、喫煙所を外に出しましたが、至る所に喫煙所だらけになって、喫煙者に友好的すぎる結果になってしまいました。それをもっと絞っていくと、吸えないからやめようという方向に行くのではないのでしょうか。

(笹生委員)

喫煙率の調査なのですけれども、中高生については、正直出るのかなと思っていたのですけれども、成人のものも国民生活基礎調査から出しているのですけれども、就業者などでは、職域によって非常に高いところもあると思うので、そういうところを配慮して啓発してもいいのではないかと思います。

(座長)

他にいかがでしょうか。はい、山本委員。

(山本委員)

資料4の4で、このデータは、神奈川県がいいのか悪いのか非常にトリッキーなデータだと思って見ていたのですが、神奈川県に限らず、喫煙率は男女差がかなり激しいのです。年代で見たらまた違ってくるのかもしれませんが、先に座長が、女性が妊娠をするかもしれない方々が喫煙しないようにというのも、フェミニズム的な差別というものではなくて、本当は差別をするという観点とは別に、上手くアピールをしていかなければならないと思うのです。将来妊娠する可能性がある方にとって、喫煙自体、本当に良くないということは明らかなので、わかっていたかなければならないと思います。また、喫煙率の男女差がこれほどあるのであるから、アピールの仕方など、対象ごとにどういう人にどういった影響があるから、どういったアピールをしていったらいいかなど。そこまで踏み込んで考えていかないと、これから更に一步もう一步とは、なかなか進んでいかないような気がします。上から更に駄目だ駄目だと言ったら、反発する人もいるかもしれませんが、そういったことではなくて、本当にこういった危険があるから、喫煙は控えましょうといった上手いアピールが、本当に必要な人に対してできないのかと思いました。

(座長)

他にいかがでしょうか。皆様、積極的にご発言いただければと思います。

(須藤委員)

(逗子)市としても、教育委員会などへ即座にこのようなことは情報提供していきたいと思っています。神奈川県では、未病の改善ということでセンターの設置を推進されていて、逗子市では、市役所の1階に未病センターを開設して、健康指導を行っておりますが、概ね年間6,500人位来ていただいております。その中で喫煙の相談というのも相当ありまして、相談を受けた時にご本人に止めていただくといったアプローチとして、ニコチン依存のチェックなどをしながら、血管年齢測定などを行うことによって本人に意識していただいて、今後止めると宣言していただいた方が、大体70人から80人います。その後の経過観察はしていませんけれども、そういった対策から市としても一緒に支援していきたいと思っています。

(座長)

ありがとうございます。他にいかがでしょうか。ちなみに市から県へお願いといったお話が若干ございましたけれども、県としていかがでしょうか。

(健康増進課長)

未病センターのお話がございますけれども、実は、未病センターにつきましても、当課が所管している事業でございます。直接の担当は、別の担当課長が居るのですが、未病センターで、卒煙（禁煙）のご相談があって、血管年齢とか肺の能力とかを測定できるという方たちから、卒煙（禁煙）の方に結びつけていただくというのは、非常にありがたいお話と思っていますので、未病センターでの活用も今後いろいろと考えていきたいと思っております。ありがとうございました。

(座長)

他にいかがでしょうか。他にないというのであれば、私から県当局へ確認したいのですが、条例に基づいての話なのですが、基本、方針としては、健康増進法が上回る部分は条例の規制は、その限りで廃止していくということで、ただし、条文はそれ程変わらないということでしたが、現在の条例の適用として、実際に街中の事業者で行われていることで法律に抵触しない部分はそのまま残るということで、要するに新たに規制の形態を変えることはない、そういう趣旨の説明と私は受けとめたのですが、それはそれでよろしいのでしょうか。

(健康増進課長)

はい、基本的には、東京都や大阪府が設けたような法を上回る規制というものを新たに設けるという方針ではございません。現状、条例が法を上回っている規制を残し、条例が法を下回っているものは削るということでございます。

(座長)

わかりました。要するに事業者としては、法律ができて新たに対応しなければならない点はあるけれども、それ以外で新たに対応しなければいけない点は、当面は、県に関しては出てこないという理解でよろしいでしょうか。

(健康増進課長)

そうです。条例ができて10年近く経過しておりまして、皆様は、神奈川県内で、禁煙のステッカーを目にすることも多いかと思っております。神奈川県内ではパトカーですら、今、禁煙のステッカーを貼っておりまして、パトカーに必要なかどうかはわかりませんが、それくらい禁煙のステッカーは普及しております。既に禁煙の施設には、禁煙のステッカーを貼っておりますので、禁煙の義務を残したとしても、新たに貼っていただくのは数としては、もうそれほど多くないと思っておりますが、先程、玉巻委員からもお話がありましたように、飲食店に関しては、年間に3分の1くらいは廃業して、また新しいお店ができると聞いております。そういう新規のお店に対しては、禁煙のステッカーをきちんと貼っていただいて、日本にいらっしゃった外国の方達にもご理解いただけるようなかたちをとっていきたいと考えております。

(座長)

ありがとうございます。条例は今のお話でご理解いただけたと思うのですが、県として、今後どういった方向に進めていくべきか、何か他にご意見があればどうぞ。では、望月先生どうぞ。

(望月委員)

先程挨拶でも言ったのですが、折角、神奈川県もSDGSで、健康政策を未来志向でどれだけ沢山のセクターと一緒にやっていくかという点で、思考実験でもいいと思うので、いろいろなパートナーが見つかると思うし、特に企業が、SDGSのサステイナブルの中で考えていく健康経営もあるので、官だけでなく民の力も引き出して、最終的には県が目指すところに到達していけるのかということです。いろいろな局

面をお持ちだと思つるので、投げかけてみるといろいろなアイデアがあると思つます。それからボランティアの方とか推進員の方とか食生活の皆さんが、地域に根ざした活動をしていらっしゃると思つるので、その皆様のパートナーという点でも、人の繋がりということで目に見えないことがあると思つのです。ソーシャルキャピタルというものをどれだけ引き出せるかというのが今後としてあると思つのです。県の予算やマンパワーも限りがあると思つのですけれども、他の力を引き出していくといいと思つます。条例とか法律が全てではないので、あくまでも手段ということで、県民の方の理解や自ずと動き出してしまふというものが大切なのかと思つます。

(座長)

ありがとうございます。曾根委員どうぞ。

(曾根委員)

条例に関する事なのですけれども、今度、県から政令市や保健所設置市に移譲することもあって、神奈川県は既に沢山のノウハウを持たれていると思つるので、県内の各市、各自治体にしっかり伝えていき、健康増進法がきちんと施行できるようにしていただきたいと是非、お願いしたいと思つます。このようなノウハウを持っている自治体はほとんどないと思つので。

(健康増進課長)

ありがとうございます。健康増進法の本格施行前に、神奈川県としても、しっかりその辺りは取組んでいきたいと考えておまして、ノウハウですとか、それに留まらず、長年指導に取組んできた指導員もおりますので、政令市のご希望がございましたら、各施設への訪問に同行させていただいて、どんな対応をしたらいいのかなど、権限移譲する、しないに関わらず、そのような対応も考えております。私共にご相談いただければ、しっかり対応していきたいと考えておりますので是非よろしくお願ひいたします。

(座長)

もちろん、権限が移っただけですということはあり得ない話なので、そのような部分は既に担当者間で実施していることもあると思つますので、よろしくお願ひします。

たばこは、健康によろしくないものだから規制しようということは、当然の話になっています。それでは、他には健康に悪いものはないのかというときに、所管しているのは健康増進課ですので、県民の健康増進という観点から、あらゆる健康によろしくないものを規制しよう、その一例としてのたばこですよという位置づけについて、私は個人的には確認しておきたいと思つのです。それはどういうことかという、例えば、プラスチックのストローやレジ袋がやり玉に挙がっています。プラスチックのストローが入っている容器は何かというときに、あれもプラ容器です。となった時に、プラの絶対量としては、容器の方が多いのではないかということがあります。ところが、プラ容器を排除しようという議論はなくて、ストローやレジ袋だけ回収しようという話になって、偏った主張に流される世の中であってはいけないのではないのかということがあって。そうすると例えばホルムアルデヒドが駄目で、アセトアルデヒドが駄目というのであれば、これが出ているものは、全部規制すべきでしょうということになるのですが、なぜ、たばこだけというのが不思議な気がするのです。やり易いところだけやっているのではないのかと思つしてしまうのです。発がん性物質というものは、沢山あって、全ての発がん性物質に許容値が定められていて、それと同じ発想で、たばこもしっかり規制しようというスタイルが、個人的にはいいのではないのかと思つのですが、どうもその辺りがWHOの考え方も含めて、個人的な印象としては、少しずれているのではないのかと思つているのですが、これくらいにしておきます。

(望月委員)

玉巻委員、最後のところで若干意見があります。発がん物質に許容濃度があるという

のは、コミュニティが決めるものなのですが、もし仮に同じ考え方をたばこに対して適用すると、例えば環境基準であると、10のマイナス6乗あるいは10のマイナス5乗の生涯発がんリスクで規制しなければいけないのです。ところが、たばこはそうはなっていないのです。たばこは非常に特殊なものとして、今まで通常の消費材などに適用されている規制を免れてきたのです。なので、通常考え方を適用したらどうなのかというのが、一番冷静な議論だと思います。たばこだけを取り立てて言っているのは、たばこだけが、そうなおらず、極めて多くの方達を死に追いやっているにもかかわらず、例外であったということを例外でなくしようというのが、WHO含めて多くの規制当局の考え方です。

(座長)

考え方自体にも対立があるので何とも言い難しというところでしょうか。

5 閉会

(座長)

他に皆様ご発言はありますか。なければ、予定の時間を上回っておりますので、私からはこの程度でとどめたいと思います。よろしいでしょうか。皆様ありがとうございました。それでは、私の進行はこれまでにして、事務局から何かございますか。

(事務局)

次回の会議日程につきましては、事前に皆様にご案内させていただきまして決めさせていただきたいと考えております。ありがとうございました。